第43回(2018年)

思想・信条の自由を守り軍事大国化に反対する

2.11福島県民集会

日 時:2018年2月11日(日·休)

午前10時~11時50分(午前9時30分開場)

会場:福島テルサ3階「あぶくま」

資料代:300円

記念講演:「裁判官の良心・独立および憲法・法律に基づく判決とは何か

- 生業訴訟福島地裁判決を素材にして-

講師: 馬奈木厳太郎さん (弁護士)

《略歴》1975年うまれ、福岡県出身。元大学教員(憲法学)。震災直後から福島県内各地を訪れ法律相談を行ってきた。現在、「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟弁護団事務局長を務めるほか、広野町の高野病院や福島市における除染の竹林偽装報酬請求の住民監査請求の代理人などをつとめている。

日本国憲法第76条には、「すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定されています。原発裁判でこの規定がどれだけ遵守されているか、遵守されていないとすればその要因は何か、そして遵守を求める主権者国民の役割は何か。2017年10月10日の「生業訴訟」福島地裁判決を素材に、弁護団事務局長の馬奈木厳太郎(まなぎ いずたろう)弁護士が語ります。

集会実行委員会 お問い合わせ:日本科学者会議福島支部(伊藤) O9O-7528-4149 福島キリスト者の会、福島YWCA、福島県歴史教育者協議会、福島歴史科学研究会、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟福島県本部、福島県民間教育団体協議会、福島県教職員組合、福島県立高等学校教職員組合、福島大学教職員組合、福島県私立学校教職員組合連合、新日本婦人の会福島県本部、日本民主青年同盟福島県委員会、福島県平和委員会、日本科学者会議福島支部、自由法曹団福島支部、福島県労働組合総連合、福島県九条の会